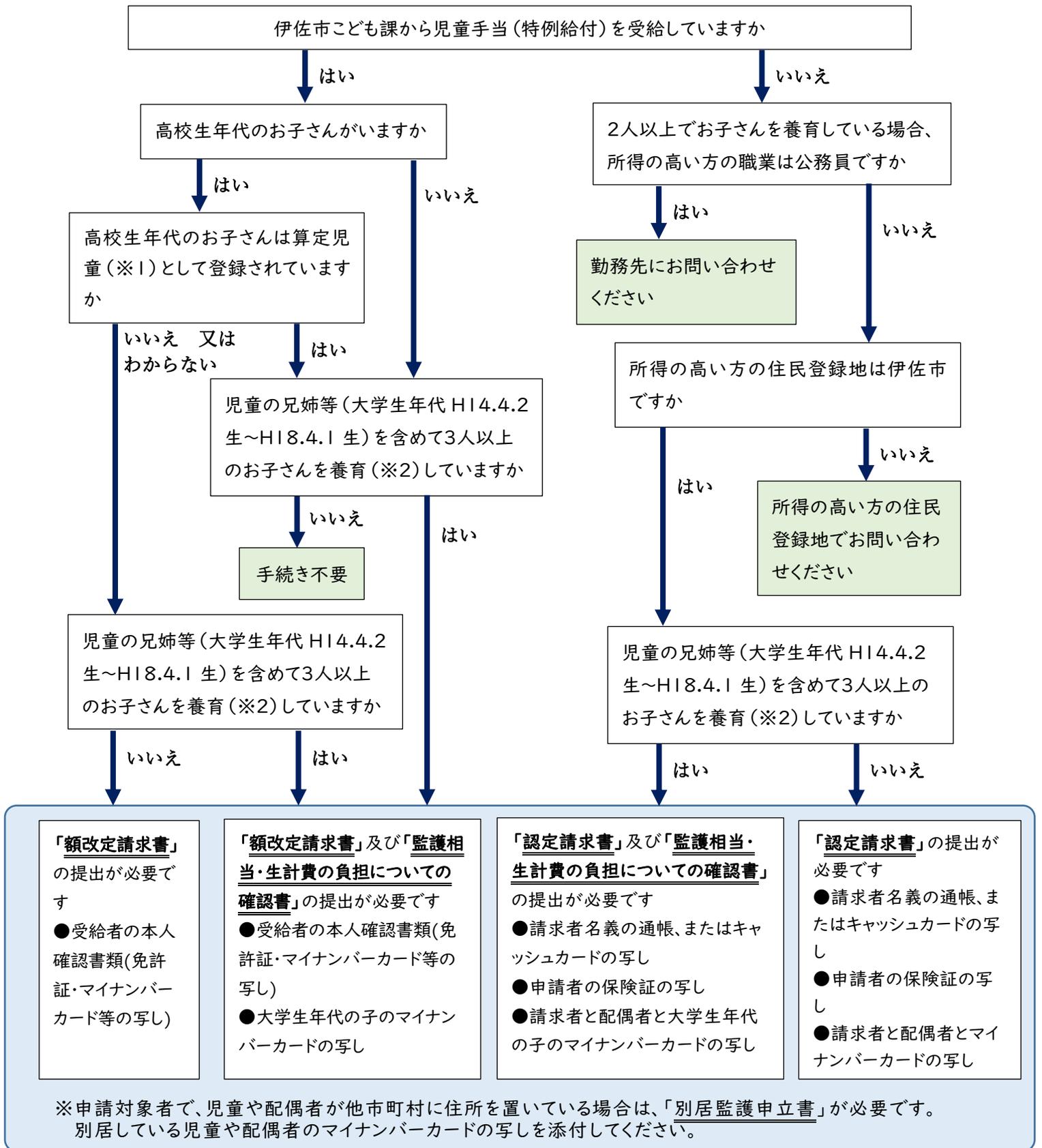


児童手当 制度改正 手続き確認フローチャート



- (※1)子どもの人数のカウントに含まれる子。出生や、転入した時点から子が同一世帯であれば、「算定児童」として登録されています。
- (※2)大学生年代の子の場合は、父母等が監護(日常生活上の世話及び必要な保護をしていること)し、生活費相当部分を負担していること。
 例1:別居の大学生等で、定期的な面会・連絡をしており、主に仕送りで生活している場合は養育に該当。
 例2:就職している場合や婚姻などにより別居し、父母等から独立して生計を営んでいる場合は、養育に該当しません。

●提出物については、世帯の状況に応じて異なりますので、主な申請書類を同封しています。申請書類は、大口庁舎こども課、菱刈庁舎地域総務課に設置してあるほか、伊佐市ホームページでダウンロード可能です。